

2020 年 3 月 18 日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その 3）

はじめに

欧米における急速な渡航制限・行動制限の拡大に伴い、新型コロナウイルスの国内外における事業活動への影響が一層深刻化してきています。感染拡大に伴う国内の各種法律問題に加え、海外に子会社・関係会社を抱える企業からの問い合わせも増えているため、当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、2020 年 3 月 17 日夜時点で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：日本、中国、米国、欧州全般、ドイツ、英国、シンガポール、インドネシア、ベトナム、インド、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：28 人、感染者数：829 人¹（3 月 17 日現在）

国内では、多くの企業が従業員に対する安全配慮の観点からテレワークを導入・拡大する中、工場などの製造施設や顧客向け店舗などの現場を抱える企業では日々の検温報告や衛生管理強化を通じて従業員の健康監視を強化している。また、欧米各国における厳しい行動制限が急速に拡大する中、海外出張の全面禁止や出向者の帰国措置をとる企業が増える一方、感染拡大が減速した中国などでの一部事業再開を模索する動きも出始めている。

新型コロナウイルスの影響を受けた倒産（法的整理または事業停止）が一部で発生しており、中小企業を中心に金融機関との厳しい資金繰りの交渉も始まっている。

2 月 26 日には首相がイベント自粛の要請をしているが、この要請を継続するかは 19 日の専門家会議を踏まえて判断する予定とされている。

新型インフルエンザ特措法改正について

新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症は、同法の施行日（3 月 14 日）から 2 年間、新型インフルエンザ対策特別措置法（以下特措法といいます。）上の「新型インフルエンザ等」に含まれるとみなされる（同法 1 条の 2 第 1 項）。特措法上、「緊急事態宣言」（特措法 32 条）が発せられると、外出自粛や施設使用の制限を含む新型インフルエンザ等緊急事態措置（特措法 2 条 3 号、45 条以下）をとることが可能となる。緊急事態宣言の要件は、新型インフルエンザ等が「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」が発生したと認められることであり（特措法 32 条 1 項）、現時点でこの要件が充足される状況ではないことが 14 日の首相会見で述べられている。

¹ ただし、クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）内の感染者 703 人を除く。

その他情報

信用調査会社の調査によると、新型コロナウイルス関連の倒産は、観光業を中心に全国で8件（3月11日現在）報告されており、関連倒産が今後多業種に拡大することが懸念される。²

渡航情報

1. 日本から外国への主な渡航制限（3月17日現在）

中国及び韓国の広域にレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）が外務省より出されております。また、欧州の各国（アイスランド、イタリア、スイス、スペイン）の地域にもレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）が出されるなど、渡航中止勧告対象区域が世界規模で拡大している。³

2. 外国から日本への主な渡航制限（3月10日現在）

日本は現在、中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域またはサンマリノ共和国に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。⁴

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況 死亡者：3,226人、感染者数（累計）：80,881人（3月17日現在）⁵

中国では国内感染は収束に向かいつつあり、武漢市が所在する湖北省を含め事業活動再開の動きが加速している。一方で、新たな症例の大部分は国外からの流入事例であることから、海外からの入国者の管理が急速に強化されている。入国者に対する管理措置は地方政府ごとに異なるため、渡航地域の最新の状況を確認する必要がある。

主な政府発表

・国内感染の収束傾向を受け、各地方政府は事業再開への動きを加速させている。例えば、上海市は3月16日、事業活動の再開に向けたガイドラインを更新し、映画館や屋内プールといった一部の業種を除き、原則として事業再開の届出を不要とした。

渡航情報

・3月10日以降、日本人が、旅行、友人訪問又はトランジットのいずれかの目的で中国に入国する場合、滞在日数が15日以内であれば査証を免除するという措置を暫定停止される。停止措置の終了時期は未定。日本人のビジネス及び親族訪問目的の中国訪問については引き続き査証免除が適用されるが、入国時に中国国内の招待側が7日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。

・中国の多くの地域では、入国者に対し、到着空港から当局の指定車両で居住地や指定ホテルに移送して14日間の隔離措置を義務付けるなど、海外からの渡航者に対する入国管理を厳格化する措置が強化されている。上海市のように隔離対象国を限定し、一定の条件を満たす場合には自宅での隔離を認める地域がある一方で、天津市のように原則として入国者は一律に指定施設の隔離措置がとられる地域があるなど、入国者に対する管理措置は地方政府ごとに異なるため、渡航地域の最新の状況を確認する必要がある。

・上海市では日本を含む新型コロナウイルス感染症が広がっている16カ国からの渡航者を対象に14日間の自宅又は指定施設での隔離措置がとられている。3月17日には、入国地から隔離地まで集中移送を行うこと、集中隔離の費用は自己負担するなど、海外渡航者の管理措置をより一層強化する内容の通知が発せられた。上海へ戻る滞在員も徐々に増加しているが、実際に自宅等への抜き打ち査察や1日2回の検温状況の報告が求められるなど厳格な管理が実施されている。

・北京市では、海外からの渡航者を一律に14日間の自宅観察又は指定施設での医学観察の措置がとられている。

² https://www.bcnretail.com/market/detail/20200312_162426.html

³ https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T061.html#ad-image-1

⁴ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00124.html

⁵ 大部分は武漢が所在する湖北省に集中している：累計死者数3,111人、累計感染者数67,779人

・北京では、イタリアから飛行機で北京に到着した4名が入国健康申告カードに事実通りに申告せず、伝染病予防治療妨害罪に違反したとして逮捕されたという報道もあり、中国に入国する場合には政府の管理措置の内容に十分注意する必要がある。

その他

・国内症例の収束傾向を受け、上海市でもテレビ塔をはじめとする観光施設やレストラン・ショッピングモールも続々と事業を再開し、マスクをして街を行き交う人の数も増えている模様。一方で、学校の再開の目途は立っておらず、地下鉄では乗車人数を制限するなど完全な再開へは時間を要するものと考えられる。

米国（大久保涼弁護士：ryo_okubo@noandt.com）

全体概況 死亡者：75人、感染者数：4226人（3月17日現在）

米国においては、1州を除く全ての州で感染者が確認されており、その中でもニューヨーク州及びワシントン州の事態が深刻である。感染者数が1544名（3月17日現在）と引き続き急拡大しているニューヨーク州では、3月16日以降、レストラン、映画館、ジム等の営業や大人数での集会在禁止され、学校もオンライン授業化し、行政サービスは縮小、私企業の多くはリモート勤務態勢への移行をしている状況である。カリフォルニア州サンフランシスコ市は外出禁止令を発令したが、同様の措置がニューヨーク州で発動されることも視野に入りつつある。そのような中で、各省庁も法務に関連する対応策を順次発表している。なお、米国では検査態勢の強化は進んでいるが、重篤な患者が増えた場合のICUや医療器具、病院の不足が心配されている。

主な政府発表

（法務）

- ・司法省（DOJ）が合併にかかる独禁法審査期間の30日の延長を発表（3月17日）
- ・SECが、テレビ会議方式の株主総会を容認する指針を発表（3月13日）
- ・SECが、investment advisor及びregistered fundの開示義務の延長を認める命令を発出（3月13日）
- ・SECが、上場会社に対して、3月1日から4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Qなど）の開示義務について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月4日）

（一般）

- ・連邦政府が、感染の拡大を阻止するための15日間ガイドラインを発表（3月16日）
- ・NY州知事は、NJ州知事及びCT州知事との共同声明において、3月16日以降、①3州のレストラン及びバーはテイクアウト（持ち帰り）及びデリバリーに限り営業を認める、②映画館・ジム・カジノは完全に閉鎖する、③50名以上の集会を禁止する旨発表（3月16日）
- ・サンフランシスコ市が4月7日までの外出禁止令を発出（3月14日）

（経済）

- ・トランプ大統領が1兆ドル規模の経済支援を発表（3月17日）

渡航情報

- ・3月14日に、トランプ大統領は、欧州からの入国制限の対象国に3月16日から英国、アイルランドを追加すると発表した。
- ・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について3月17日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル3（入国制限対象）：欧州26ヶ国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル3（不必要な渡航を避けること）：韓国

レベル2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界

- ・ニューヨーク州では、上記渡航注意先から帰国したニューヨーク市民に帰国後14日の自宅待機を要請しているが、3月14日、当該自宅待機の対象国から日本は除外された。

その他

・米国では、ビジネスへの影響も大きく出始めており、法的問題も現実化しつつある。今回は、新型コロナウイルスを理由としていわゆる MAE (material adverse effect、重大な悪影響) 条項を理由として M&A の実行を回避できるかについて触れることにする。この点、M&A 契約において広く使われているデラウェア州法の判例法では、MAE の存在が認定されるか否かは、基本的にケースバイケースの事実判断となるが、長期的な投資家の観点から対象会社の収益力について長期的にみて重大なものといえるか、(月単位ではなく) 年単位でかつ前年同四半期と比較して判断するとされている (Akorn, Inc. v. Fresenius kabi AG, et Al. (Del. Dec. 8, 2018))。従って、今後新型コロナウイルスの影響がどの程度の期間に亘り影響を及ぼすかが重要な点となろう。また、一般的な MAE 条項では、マーケット全般の悪化や、当該業界全般の悪化による重大な悪影響は MAE 条項発動の例外理由とされており、当該会社が、特に (disproportionately) 悪影響を受けない限り発動できないこととなっている。この点裁判所も、事実認定の中で当該会社が特に悪影響を受けたかを重視する傾向にある。従って、現時点においては、基本的には新型コロナウイルスによるマーケット全体・業界全体の業績悪化だけでは MAE 条項の発動は難しいと言える。

欧州 (アクセル・クールマン外国弁護士 : axel_kuhlmann@noandt.com / 大沼真弁護士 : makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況

2 月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増しており、欧州は世界の中で見ても現時点で最も感染が拡大している地域となっている。ここまで採られてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツといった主要国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止など厳しい措置が採用されている。EU レベルにおいても、3 月 17 日、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置などの措置が決定された。

日本の外務省は、3 月 16 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、欧州のほぼ全域をレベル 2 (不要不急の渡航自粛)・レベル 3 (渡航中止勧告) に引き上げている。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

主な政府発表

- ・欧州委員会による渡航禁止措置などの提案の公表 (3 月 16 日)
- ・EU 加盟国首脳による緊急 TV 会議の開催、渡航禁止措置の決定 (3 月 17 日)

渡航情報

・非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置などの措置が、3 月 16 日、欧州委員会により、提案され、3 月 17 日、EU 加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。

・日本においても、3 月 17 日、政府の専門家会議が、欧州からの帰国者・訪日者に対して、自宅などでの待機要請をすべきとする要望書を提出したと報じられた。

・日本の外務省は、3 月 16 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、欧州のほぼ全域をレベル 2 (不要不急の渡航自粛)・レベル 3 (渡航中止勧告) に引き上げ。

その他

・イタリア中心にフランス、スペイン、ドイツなど欧州全域で感染が拡大しており、イタリアでは感染者数が 2 万 7,980 人、志望者数が 2,158 人を数える (3 月 17 日現在)。

・イタリア、フランス、スペインなどでは、移動制限、学校の閉鎖、食料品店や薬局等を除く施設の休止、空港のオペレーションの制限などの措置が採られている。

・欧州委員会は、370 億ユーロ (約 4 兆 4,000 億円) の小規模事業者・ヘルスケアセクターへの経済支援措置を講じる方針を公表した。

・欧州においては感染が急速に拡大しており、直近数日の間でも次々と新たな措置が導入されている。今後の状況の変化について引き続き注視が必要である。

ドイツ（アクセル・クールマン外国弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com／大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況 死亡者：17人、感染者数：7,272人（3月17日現在）

感染者数は増加を続けており、3月17日時点で感染者数が7,000人を超えている。ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3月16日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設など人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も、必要な場合に限り、観光目的には利用できないものとされた。

日本の外務省は、3月16日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル1（十分に注意）からレベル2（不要不急の渡航自粛）に引き上げた。

主な政府発表

- ・メルケル首相による会見（3月16日）
- ・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3月16日）

渡航情報

- ・EUの渡航禁止措置がドイツでは3月17日をもって発効する旨発表され、空港へ到着する外国人を帰国させるため連邦警察が空港に配備されたと報じられた。
- ・出入国の暫定的制限として、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、スイス、デンマークとの国境において出入国制限の措置がとられている。ただし、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
- ・不要不急の国外への渡航は控えるよう勧告されている。イタリア、スイス、オーストリア等からの帰国者は自主的な2週間の自宅待機が要請されている。
- ・鉄道運用会社のDie Bahnは、運行本数を制限することを決定した。
- ・ドイツ国内におけるホテルの宿泊は、必要な場合に限り、観光目的に宿泊することは禁止されることとなった。
- ・ドイツ北部のシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州及びメクレンブルク＝フォアポンメルン州では、北海及びバルト海の島々への観光客のアクセスを禁止している。
- ・日本の外務省は、3月16日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル1（十分に注意）からレベル2（不要不急の渡航自粛）に引き上げた。

その他

- ・ほとんどの州において、大規模イベントの開催がキャンセルされており、参加者数を問わず公なイベントが禁止されている州もある。
- ・ほとんどの州では、学校や幼稚園がすでに閉鎖されており、病院、消防、警察等の必要不可欠なインフラで勤務する従業員の子どものための特別なケア施設を用意している州もある。
- ・ミュンヘンの所在するバイエルン州では、非常事態宣言がなされ、私権の制限を含む対策措置を実施する権限が州政府に与えられることとなった。

英国（ジョン・レイン外国弁護士：john_lane@noandt.com / 大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況 死亡者：55 人、感染者数：1,543 人（3 月 17 日現在）

英国においても感染者数は拡大しており、確認された人数で 1,500 人以上だが、実際の感染者数は 3 万 5 千人から 5 万人とも推定されている。英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度はこれまで低く、国境は閉鎖されておらず、学校も開いている。もっとも、University College London によれば、中国及びイタリアの感染状況に基づく、英国政府が何らの対策も講じなかった場合には 8 月までに人口の 81% が感染し、51 万人が死亡する可能性もあると指摘されている。これらの指摘も踏まえ、ジョンソン首相は、3 月 16 日に会見を行い、①不要な社会的接触を避けること、②可能な限りリモートワークを行うこと、③パブやレストランへ行かないこと、④不必要な渡航を避けることを呼びかけた。

日本の外務省は、3 月 16 日に英国における感染症危険情報を更新し、レベル 1（十分に注意）からレベル 2（不要不急の渡航自粛）に引き上げた。

主な政府発表

- ・ジョンソン首相による会見（3 月 16 日）
- ・自宅待機に関するガイダンスの更新（3 月 16 日）
- ・海外渡航に関するガイダンスの更新（3 月 17 日）
- ・3,300 億ポンドの財政援助措置の発表（3 月 17 日）

渡航情報

- ・EU 加盟国は、3 月 17 日に、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、3 月 16 日に英国における感染症危険情報を更新し、レベル 1（十分に注意）からレベル 2（不要不急の渡航自粛）に引き上げ。

その他

- ・継続して咳や熱などの症状がある場合、その家族全員が 14 日間の自宅待機をしなければならない。
- ・深刻な健康状態にある者は、12 週間の社会的接触からの隔離。
- ・英国政府が Rolls-Royce や JCB にコンタクトし、その工場を人工呼吸器製造に当てることの可能性について問い合わせを行ったと報じられた。

シンガポール（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：0 人、感染者数（累計）：266 人（3 月 17 日現在）

比較的早期から厳格な入国制限や国内における感染者、濃厚接触者の隔離等の感染拡大防止措置を講じていたシンガポールは、3 月初旬までは感染者数を 1 日数人程度に抑え込んでいたが、この数日は 1 日あたり 10-20 名程度の感染者が確認されるようになっていく。世界的な感染拡大を受けて、国外で感染した後シンガポールに入国して発症したと思われる人の割合が急増しており（17 日の感染者 23 人中 17 人が海外で感染したと確認されている。）、かかる状況を受けて入国禁止、SHN の対象国がさらに拡大され、下記のとおり日本や ASEAN もその対象に含まれるに至った。これにより、シンガポールから ASEAN 域内への出張や、日本への出張、一時帰国は事実上困難になりそうである。

主な政府発表

- ・保健省による Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON) と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2 月 7 日）
- ・人材省による企業向け社内での感染者が確認された場合の対応ガイドラインの策定（2 月 21 日、同 27 日、同

28 日)

- ・クリーン・タスクフォースの設置の発表（3 月 6 日）（世界的な感染の拡大を受け、水際対策の効果が今後限定的になることを想定し、シンガポールにおける衛生環境の向上のための施策を行う。）
- ・リー・シェンロン首相、DORSCON レベルをオレンジに維持する旨や、国民に対し冷静な対応をすべき旨の呼びかけを含む演説（3 月 12 日）
- ・人材省による、BCP（Business Continuity Plan）の策定等、雇用者として講ずるべき措置に関するガイドラインのアップデート（3 月 16 日）
- ・人材省による、従業員の海外渡航への対応に関する諸ガイドラインの策定（3 月 16 日）

渡航情報

- シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者
 - 過去 14 日間に以下の地域への渡航歴を有する者は SHN⁶の対象
 - ・ASEAN 各国、日本、スイス、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イラン、韓国、中国本土
 - 過去 14 日以内に上記の入国禁止対象国への渡航歴がある雇用パス保有者等のシンガポール入国については、雇用者の責任において、事前に人材省（MOM）の許可を得る必要がある。
- 旅行者、出張者等の短期滞在者
 - 過去 14 日間に以下の地域への渡航歴を有する者は SHN の対象
 - ・ASEAN 各国、日本、スイス、英国
 - ・SHN 期間中の滞在先を示す資料（ホテル予約や親族宅の情報等）を提示する必要がある
 - ASEAN 各国国籍を有する者は、シンガポール入国前に居住国のシンガポール大使館を通じて保健省（MOH）による承認（ヘルスクリアランス）を得る必要がある。
 - 過去 14 日間に以下の地域への渡航歴を有する者の入国及び乗継ぎを禁止
 - ・フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イラン、韓国、中国本土

その他

- ・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より 1 日 1、2 回程度の頻度で SNS(WhatsApp)を通じ新規感染者数その他の最新情報が配信されている。
- ・雇用パス保有者（外国人労働者）の場合、SHN の遵守は、労働者と雇用者の共同の義務であるとされている（例えば、雇用者は、SHN 期間中、労働者が食事や日用品を確保できるようにする義務を負う。）。SHN の遵守はスマートフォンアプリ等を通じて厳格にチェックされ、不遵守に対しては雇用パスの取消しや、雇用者に対する将来の雇用パス申請不許可等の厳格な処分が科されうる（実際にそのような処分例も報道されている。）。自社従業員が SHN の対象となる場合には、雇用者としてもその遵守について十分配慮をする必要がある。
- ・3 月 12 日より、従業員の月給に影響を及ぼすコスト削減措置を講じた企業に対し、MOM への通知が義務付けられている。

インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo_fukui@noandt.com）

全体概況 死亡者：5 人、感染者数（累計）：172 人（3 月 17 日現在）

2 月上旬には法務人権大臣令を制定して緊急措置として中国人及び中国への渡航歴のある外国人の入国禁止措置を、3 月 8 日からはイラン、イタリア、韓国へ直近 14 日以内に渡航歴のある外国人旅行者に対する入国禁止措置を追加で発動したが、引き続き感染者が急増しつつある状況を踏まえ、3 月 20 日以降、事前に健康証明書を提出してビザの取得をしない限り、外国人の入国を全て禁止する追加措置がとられる。3 月 15 日には、ジョコウィ大統領及びジャカルタ州知事の声明が出され、公務員及び民間企業での自宅勤務の導入やジャカルタ州内全ての学校の 2 週間休校などの感染拡大防止のための措置が国内でも実施されている。

⁶ Stay Home Notice: 自宅等での 14 日間の経過観察、外出禁止措置

主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領によるインドネシア初の国内感染事例に関する声明（3 月 2 日）
- ・ジョコウィ大統領による新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3 月 15 日）

渡航情報

- ・中国人及び中国に渡航歴がある外国人の入国は禁止している。
- ・3 月 8 日以降、イラン、イタリア、韓国へ直近 14 日以内に渡航歴のある外国人旅行者に対する入国が禁止されている。（この措置に関する根拠法令は未施行）
- ・日本への渡航及び日本からシンガポールへの入国については現状制限されていない。
- ・3 月 2 日のジョコウィ大統領の声明のなかで、日本人からの感染を示唆する発言があったことから、在留日本人に対する嫌がらせ行為等が起きており、大使館が相談窓口を設置するなどして対応にあたっている。
- ・外国人出張者の多くはインドネシアの空港到着後に取得できる到着ビザ（Visa On Arrival）を取得して入国していると思われるが、当面 1 ヶ月間はこの到着ビザの発給が停止される。事前に大使館でビザを申請する場合、日本やシンガポールのインドネシア大使館では申請から 3 営業日でビザが発給されることになっているが、現在の状況下ではさらに追加の日数を要する可能性があることから、日数に余裕を持って申請することが望ましい。

その他

- ・インドネシア金融庁は、3 月 9 日付で「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が 2013 年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。
- ・感染拡大の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が 3 月 17 日より 3 月末までサービスを一時停止することを発表した。オンラインでの手続は引き続き可能である。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）

全体概況 死亡者：0 人、感染者数：66 人（3 月 17 日現在）

中国と国境を接して経済的結びつきも強いベトナムでは、当初から警戒を強め、早期に中国とのフライトの運行停止、旧正月明けからの全国の学校の休校、感染者が複数出た北部の村の隔離などの措置を執っていた結果、2 月 14 日以降新規の感染症例は確認されていなかった。しかし、3 月 6 日以降欧米からの帰国者とその濃厚接触者の感染が相次いで発覚した。ベトナム政府は感染者との接触者約 3 万人を隔離するなど抑え込みに全力を注いでいる。また、18 日から事実上ほぼすべての外国人の入国を制限する措置を採ることを発表した。

主な政府発表

- ・感染病防止法及び保健省の決定⁷に基づき、感染者については病院での隔離、感染者との直接の濃厚接触者（F1）については病院での隔離又は集中隔離、F1 との濃厚接触者（F2）及び F2 との濃厚接触者（F3）については自宅での隔離が強制される。濃厚接触には、同じ飛行機に搭乗していた場合も含まれる。
- ・労働・傷病兵・社会問題省は、2 月 2 日付で「感染地」からの外国人への新規労働許可証の発行停止を関係機関に通知（第 01/CD-LDTBXH 号）。同省は、3 月 2 日時点で在ベトナム日本国大使館に対して「中国や韓国の入国制限対象地域に過去の滞在履歴がない日本人については、通常どおり労働許可証の申請を受理し、発給業務を行っ

⁷ 保健省決定第 878/QD-BYT 号、第 879/QD-BYT 号など

ている」と回答したとのこと⁸であったが、3月16日現在、ハノイ市労働局は、「感染地」に日本も含むとして運用しているとの電話回答。ホーチミン市労働局は日本人への新規労働許可証の発行を続けているとのこと。

・税務総局は、関係機関に対して、COVID-19による損害を被った企業向けの納税期限の延期及び延滞利息の免除に関するガイドライン（第37/TCT-QLN号）を発行。

・公共の場でのマスク着用を義務付け。ハノイ市、ホーチミン市ではカラオケ店やバーなどの営業停止を指示。

渡航情報

・ベトナム外務省は、18日以降^①すべての外国人に対するビザの発給を30日間停止し、かつ、^②ビザ免除での入国者、及び専門家・企業管理者・高技能労働者等（ベトナムで就労する外国人は、原則としてこれらのいずれかに該当するものと思われる）の入国について、新型コロナウイルス感染症の（ベトナム政府が認める）陰性証明書を所持していなければベトナムに入国できない、とした⁹。入国ができる場合でも、規定に従った検査、隔離措置等が採られる。これにより、ビザ保有の有無を問わず、18日以降の日本人（及びその他の外国人）のベトナムへの入国は事実上極めて困難になったものと考えられる。

その他

・ベトナムでの感染者数は多くはないが、政府及び市民の警戒感は強い。ベトナム政府の徹底した水際対策のため、接触者として隔離されるリスクに警戒が必要である。

・ベトナム現地法人の従業員に感染者が出た場合、政府から職場の一時閉鎖が命じられる可能性が高い。ベトナム労働法では、このような「危険な疫病」による閉鎖期間中の従業員に対する給与については、地域別最低賃金を下回らない範囲で労働者と合意した水準の賃金（通常の賃金の75%などと労働協約で合意されている例もある）を支払う必要があるとされている（労働法第98条第3項）。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）

全体概況 死亡者：3人、感染者数（累計）：137人（3月17日現在）

インドでは連日感染者の増加が公表され、感染が確認されたのが累計137人で、死者も確認された。感染者の中にはインド国外からの旅行者も含まれる。空港等での検疫を強化している。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されている。

主な政府発表

・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表している¹⁰。

・Disaster Management Act, 2005 及び Epidemic Disease Act, 1897 が発動される。

・以下の措置等をとることがインド政府により要請されている。

全ての教育施設、ジム、ミュージアム、文化・社会センター、スイミングプール、劇場の閉鎖

不急の旅行の回避

従業員の在宅勤務

ビデオ会議を利用した会議、必要のない限り大人数での会合を行わずにスケジュールすること

渡航情報

・全てのビザが2020年4月15日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。

・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。

・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クエートに渡航歴

⁸ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Roudoukyoukashounohakkyunitsuite_022020.html

⁹ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0317-02.html

¹⁰ https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf

<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

のある者は、インドへの到着後最低 14 日間、隔離される。

- ・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む）が禁止された。
- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びにコロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行するコロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

その他

- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきである。出張（インド国内出張を含む。）を制限する現地企業も出てきている。
- ・Epidemic Disease Act, 1897 の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020 を制定しており、コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・Disaster Management Act, 2005 が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・現地報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパーに対し、コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができると公表したとのことである。
- ・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、Information Technology Act, 2000 の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

タイ（佐々木将平弁護士：shohei_sasaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：1 人、感染者数：177 人（3 月 17 日現在）

タイはこれまで比較的感染者数の伸びが抑えられていたが、この数日間連日数十名単位の感染者が公表されている。海外への渡航者及びその濃厚接触者のみならず、タイ国内のボクシングスタジアム、娯楽施設等での感染例も相次いで報告されており、感染が急速に広がりつつある。これを受けて、大学、インターナショナルスクール、バンコク内のパブ、娯楽施設等の閉鎖（3 月 18 日から 2 週間）、ソンクラン休暇（タイ正月）の延期、感染が発生している国・地域からの入国要件の厳格化等の対策が閣議により決定されている。

主な政府発表

- ・日本を含む感染例が多く見られる地域への渡航には、自粛要請が出ている。
- ・2 月 27 日以降、保健省から、日本を含む感染例が多く見られる地域からの渡航者に対して、14 日間の自宅等における症状の観察等の協力の要請が行われている。
- ・3 月 1 日付で、新型コロナウイルス感染症は、感染病法上に基づく危険伝染病として指定された。当該指定により、事業所の所有者や管理者は、感染の疑いのある者が出た場合には、3 時間以内に当局に届け出る義務を負うこととなった。また、当局が、感染の疑いのある者に対する検査の命令、市場、飲食店、工場、公共集会施設、教育機関等の一時閉鎖等の措置を取ることが可能となった。
- ・3 月 6 日付で、韓国、中国（マカオ及び香港を含む）、イタリア及びイランが危険感染症地域に指定された。
- ・3 月 17 日の閣議において、3 月 18 日から 2 週間、大学、インターナショナルスクール、塾等の閉鎖、並びに、バンコク及び周辺県のパブ、娯楽施設、マッサージ店、映画館等の閉鎖が決定された。また、ソンクラン（タイ正月）の祝日（4 月 13 日から 15 日）が延期されることとなった（振替日の日程は追ってアナウンスされる）。

渡航情報

- ・これまでタイへの渡航は制限されていなかったが、3月11日付けで、中国、韓国、香港及びイタリアに対するビザ免除措置の停止、及び、それらの国を含む19か国・地域の到着ビザの発行の停止が決定され、それらの国・地域からの渡航が事実上制限されることとなった。
- ・日本からの渡航は制限されていない。しかし、3月17日付閣議決定により、感染が拡大している国・地域からの入国に際しては、3日以内の医師の診断書を提示すること、当局が所在地を確認できるアプリケーションを利用すること、当局による検疫及び14日間の自己隔離に同意すること等が求められることとなった。

その他

- ・日本への渡航歴のあるタイ人感染者が日本への渡航歴を当初申告していなかった事案が発生し、当該感染者の対応が問題視されている。検査等の場面で渡航歴等の照会があった場合には、正確な申告を行う必要がある（危険伝染病に関して、医師に対して渡航歴を隠すことや虚偽の情報を伝えることは、2万バツ以下の罰金の対象となる）。
- ・タイの会社は、会計年度終了後4か月以内に年次株主総会を開催することが法律上求められているが、管轄当局である商務省から、期限内に開催できなかった場合には、開催後にその旨を文書で報告することを求めるアナウンスが行われた（期限内に開催できないことを事実上容認する趣旨のものであると解される）。
- ・労働保護福祉局から、労使に対する協力要請のための通達（感染のリスクがある又は隔離が必要と認められる従業員がいる場合には労働監督官に報告すること等を含む）が行われている。
- ・タイの労働法上、祝日は各使用者が個別に定めて従業員に対してアナウンスするものであるため、ソンクラン休暇の祝日を延期する旨の政府決定の効果が各使用者に当然に及ぶものではない。政府決定に従ってソンクラン休暇を延期するか否かは、各事業者において判断することになる。

フィリピン（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：14人、感染者数（累計）：187人（3月17日現在）

フィリピンは比較的早期に中国本土、香港、マカオからの入国禁止措置を採り、感染者は3月5日時点まで武漢からの渡航者3人（死亡者1人）のみという状況が続いていたが、その後感染者数が急激に増加しており、感染の封じ込めあるいはピークカット対策を早急に講ずる必要に迫られている。かかる事態を受けて、マニラ首都圏を含むルソン全域について向こう1か月間事実上の封鎖措置が講じられる等、この数日間でウイルス対策措置が日々刻々と、かつ劇的にアップデートされている状況にある。

主な政府発表

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3月4日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19アラートシステムをCode Red sublevel 1（5段階のうち上から2番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19アラートシステムを最高レベルのCode Red sublevel 2に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・セブ州、一定の入域制限、検疫措置を発表（3月14日、15日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）

渡航情報

- ・過去14日間以内に中国本土、香港、マカオ、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴のある外国人（永住ビザ保有者等を除く）の入国及び乗継ぎは禁止されている。

- ・過去 14 日間以内にイラン及びイタリアへの渡航歴のある外国人（永住ビザ保有者等を除く）は、出発前 48 時間内に権限のある当局から発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを示す証明書がなければ入国できず、入国後も 14 日間隔離される。
- ・フィリピン国民については、中国本土、香港、マカオ、韓国の大邱広域市及び慶尚北道清道郡への渡航が禁止されており、韓国のうち前記以外の地域へは、関連するリスクを理解したことを示す宣誓書に署名することを条件に渡航可とされている（いずれも当該地域の永住権保有者等は別の制限あり）。

その他

- ・3 月 17 日より、フィリピン証券取引所における取引が無期限で停止されている。
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む）において、3 月 17 日から 4 月 13 日までの間、大要以下の措置が講じられる。
 - 授業や学校関連行事の中止（4 月 14 日まで）
 - 大規模集会の禁止
 - 全世帯における自宅隔離措置
 - 行政機関（一定例外あり）の在宅勤務
 - 一定の渡航、移動制限
- ・上記措置により、本稿執筆時点では、マニラ首都圏に拠点を有する現地企業のオペレーションに少なからず混乱が生じている模様である（在宅勤務体制の準備や、行政機能のスローダウン等）。例えば許認可関連の行政手続等は、ここ数日は事実上機能停止している状況である。
- ・3 月 12 日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。
- ・2019 年の年次報告書、計算書類の SEC への提出期限の延長が認められている（3 月 12 日）。

マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況 死亡者：2 人、感染者数（累計）：673 人（3 月 17 日現在）

マレーシアは、3 月 17 日時点で ASEAN の中で最も感染者数が多い国となっている。マレーシアでは、3 月に入ってから感染者数が急速に増加していることを受け、これ以上の感染拡大を是が非でも阻止する観点から、3 月 16 日には、伝染病予防管理法及び警察法に基づいて 3 月 18 日から 3 月 31 日までの 14 日間にわたるマレーシア全土での移動制限命令を発し、またマレーシア国民の海外渡航禁止及び外国人のマレーシア入国禁止措置に踏み切った。マレーシア全土での移動制限命令により、スーパーや市場等の必需品販売店等を除き、マレーシアの全ての事業所や崇拝所が閉鎖される予定である。かかる措置を受けて、3 月 17 日には事業者から事業所閉鎖期間中の自宅からのメールや電話等を通じた事業継続といった事業継続計画に関する通知が取引先に対して発せられるなど事業所の一時閉鎖を見据えた現実的な対応が見られ、また関係当局によって移動制限や出入国禁止に関する具体的な場面への当てはめについて個別の指令や通知が発出されるなど随所で対応が進められている。かかる移動制限命令が発せられたのは、マレーシアでは初めてのことである。

主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表（2 月 6 日）
- ・国王が国民に向けて保健省による感染者調査等への全面協力を要請（3 月 7 日）
- ・在宅監視命令を受けた者は、法令遵守及び監視命令に基づく規則を要遵守という旨を保健省が発表（3 月 8 日）
- ・首相が 3 月 18 日から 3 月 31 日までの 14 日間にわたるマレーシア全土での移動制限命令を発表（3 月 16 日）

渡航情報

- ・2 月末日時点で、過去 14 日間以内に中国 3 省（湖北省、江蘇省、浙江省）、韓国の大邱（テグ）広域市及び清道（チョンド）郡に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く）の入国を禁止。
- ・3 月 5 日に、更にイタリア 3 州（ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州）、日本の北海道、イラン 3 地域（テヘラン、コム、ギラン）に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く）の入国も一時

的に禁止。

- ・ 3 月 18 日から 14 日間、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止

その他

- ・ 3 月 18～31 日の期間中は学校も休校となる。

ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況 死亡者：0 人、感染者数（累計）：0 人（3 月 17 日現在）

ミャンマーでは、未だ感染者は確認されていない。政府は COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図っている。

主な政府発表

- ・ COVID-19 を法定感染症に指定（2 月 28 日通達）
- ・ ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3 月 15 日政府発表）

渡航情報

- ・ 過去 14 日間以内に中国湖北省、韓国テグ、キョンサンに滞在歴ある者を次の発表があるまで入国禁止。当該地域へ渡航したミャンマー人への 14 日間の経過観察期間を設定。
- ・ 過去 14 日間に韓国の上記地域以外及び感染ハイリスク地域に滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は、14 日間の自宅又はホテルでの隔離。
- ・ 上記地域を除く中国（香港とマカオを含む）及び韓国からの入国者に、検疫所長の指定場所での 14 日間の待機要求。
- ・ イタリア、イラン、フランス、スペイン及びドイツに過去 14 日間以内に滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は、ミャンマー入国後 14 日間定められた場所で経過観察。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**大久保 涼**（弁護士・パートナー）

ryo_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP（ボストンオフィス及びニューヨークオフィス）に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久**（弁護士・パートナー）

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄**（弁護士・パートナー）

nobuo_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡**（弁護士・パートナー）

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務（マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社）。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫**（弁護士・パートナー）

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍**（弁護士・パートナー）

keigo_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務（事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等）を中心にアドバイスを行っている。

**佐々木 将平**（弁護士・パートナー）

shohei_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005 年東京大学法学部卒業。2011 年 University of Southern California Gould School of Law 卒業（LL.M.）。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。

**長谷川 良和**（弁護士・パートナー）

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP（シンガポール）出向を経て、2013 年 1 月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。

**坂下 大**（弁護士・パートナー）

yutaka_sakashita@noandt.com

2007 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたる M&A、事業再生案件等に従事。2015 年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国における M&A その他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。

**アクセル・クールマン Axel Kuhlmann**（外国法事務弁護士・外国法パートナー(*)）

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及び M&A 分野を中心に扱う。

ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバウンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及び M&A 分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。（*）外国法共同事業を営むものではありません。

**大沼 真**（弁護士）

makoto_ohnuma@noandt.com

2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。M & A ・企業組織再編・ジョイントベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016 年から 2019 年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域における M & A 取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。

**ジョン・レイン**（外国弁護士）

john_lane@noandt.com

John Lane has extensive experience in complex cross-border litigation and global investigations & crisis management spanning multiple jurisdictions. Clients have instructed him in relation to their most important governance matters and he has advised a number of them on appearances before UK parliamentary committees. John advises clients from various industries but has a particular focus on the financial services, healthcare and transport sectors. He has been seconded to several American and European financial institutions during his career and has also spent time at the Bank of England where he worked with the Chief Legal Adviser to the Governor on various public and private law matters.

丸田 颯人（弁護士）

hayato_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。